

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 22 日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

御給集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 15 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人	1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）
個人	8 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

現在の認定農業者・法人、および担い手農家に類する耕作者を中心に地域内農地の集積を進めることとする。サトイモ、ネギ等の農産物により収益を高め、水稻のような高額機械設備を要しない作付け体系を進めている農業者が多数おり、今後もこの方法で進めていきたい。稲作経営面については、農地の集積または機械類の共同化を進め、費用対効果を高めていきたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 22 日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

太田集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 15 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

当面は周辺の担い手と連携して農地を管理することとするが、将来的には広域的な組織の立ち上げを目指したい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 22 日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

下郷集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 15 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

中心農家に対して積極的に農地集積を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 22 日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

柿ヶ嶋集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 15 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

個人            1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

集落内で離農するような農家があるときは中間管理機構に預けていく方向で耕作放棄地を作らない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 22 日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

中村町集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 15 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人	1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）
個人	8 経営体

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

特産指定の里芋・ネギの生産拡大を図るため、機械の共同購入・利用、農地提供農家に選別等の共同作業を担ってもらい仕組みづくりに取組む。いのしし対策等を集落ぐるみの共同作業として位置づけ、取組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 22 日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

医王寺集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 15 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

現在は遊休農地はないが、出たときは経営体と協議して地域農業を維持管理する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 22 日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

榎集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 15 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 2 経営体（うち認定農業者：2 経営体）

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

現在貸付者は、現状維持を希望している。

耕作者は経営転換・リタイアを希望する方向なので、榎区以外の借受希望者に大半の農地を貸し付けることになるとと思われる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 22 日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

菖蒲池集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 15 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

地域区民と農産物との調和を図り生産性及び付加価値を高める農産物をつくり販売していく。

また、遊休農地および調整水田等は作物生産に結び付ける様に区民一同協議しながら努める。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 22 日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

東山集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 15 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

担い手への農地の集積を図ると共に、園芸作物の導入を促進していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 22 日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

大西出集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 15 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人	1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）
個人	2 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

これからの農業は、地域内だけでは対応できない状態になってきている。地域全体のことは、話し合いの末、皆で協力し合う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 22 日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

土布子集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 15 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

個人 1 経営体（うち認定農業者：1 経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

中心経営体に集積していく。

真名川、九頭竜川に挟まれ獣の害有。電気柵等を設置し被害を防ぐ。